を「四・三三六」に、「三・八五〇」を「四・〇〇六」に、「三・六一五」を「三・七六三」に、「三・四三八」を「三・五八〇」に、「二・七二〇」を「二・八三九」に、「二・四九九」を「二・六一一」に、「二・三三六」を「二・四四二」に、「一・九八六」を「二・〇八二」に、「一・四二四」を「一・五〇一」に、「一・一七〇」を「一・二三九」に、「〇・九八四」を「一・〇四七」に、「〇・八三五」を「〇・八九四」に、「〇・七六二」を「〇・八一七」に、「〇・六九八」を「〇・七五二」に、「〇・五七七」を「〇・六二七」に、「〇・五〇三」を「〇・五五一」に、「〇・四六二」を「〇・五〇九」に、「〇・四三五」を「〇・四八一」に、「〇・四〇三」を「〇・四四八」に、「〇・三七五」を「〇・四一九」に、「〇・三六七」を「〇・四一一」に、「〇・三六六」を「〇・四〇九」に、「〇・三五六」を「〇・三九九」に、「〇・三二六」を「〇・三六八」に、「〇・二八六」を「〇・三三七」に、「〇・二四五」を「〇・二八四」に、「〇・二二五」を「〇・二六四」に、「〇・二〇〇」を「〇・二三八」に、「〇・一七八」を「〇・二〇五」に、「〇・一五二」を「〇・一八九」に、「〇・一四七」を「〇・一八四」に、「〇・一三五」を「〇・一七一」に、「〇・一一七」を「〇・一五三」に、「〇・一〇八」を「〇・一四四」に、「〇・一〇三」を「〇・一三八」に、「〇・〇九二」を「〇・一二七」に、「〇・〇八六」を「〇・一二一」に、「〇・〇六〇」を「〇・〇九四」に改め、同表に次のように加える。

令和六年度	〇・〇六〇

（死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第十条　死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「九・〇〇三」を「九・一五三」に、「八・四八一」を「八・六二四」に、「七・九八七」を「八・一二二」に、「七・五一九」を「七・六四六」に、「七・〇七五」を「七・一九六」に、「六・六五四」を「六・七六八」に、「六・二五五」を「六・三六三」に、「五・八七六」を「五・九八〇」に、「五・五一八」を「五・六一六」に、「五・一七八」を「五・二七一」に、「四・九四四」を「四・五五一」に、「四・六三四」を「四・二六一」を「四・三四〇」に、「三・九八七」を「四・〇六二」に、「三・七二七」を「三・七九八」に、「三・四八一」を「三・五四八」に、「三・三一一」に、「三・〇二六」を「三・〇八六」に、「二・八一六」を「二・八七三」に、「二・六一七」を「二・六七一」に、「二・四二八」を「二・四八〇」に、「二・二五〇」を「二・二九八」に、「二・〇八〇」を「二・一二六」に、「一・九二〇」を「一・九六三」に、「一・七六七」を「一・八〇九」に、「一・六二三」を「一・六六二」に、「一・四八六」を「一・五二四」に、「一・三九二」を「一・二三四」に、「一・一七」を「一・三五七」に、「一・〇〇七」を「一・〇三七」に、「〇・九〇二」を「〇・九三一」に、「〇・八〇三」を「〇・八三〇」に、「〇・七〇九」を「〇・七三五」に、「〇・六二〇」を「〇・六四四」に、「〇・五五九」を「〇・五九六」に、「〇・四五六」を「〇・四七七」に、「〇・三八〇」を「〇・四〇〇」に、「〇・二七六」を「〇・二九五」に、「〇・二二七」を「〇・二四五」に、「〇・一九七」を「〇・一六二」に、「〇・一七九」を「〇・一九七」に、「〇・一四六」を「〇・一六三」に、「〇・一二六」を「〇・一四三」に、「〇・一〇七」を「〇・一二三」に、「〇・〇九二」を「〇・〇七九」に、「〇・〇六三」を「〇・〇七五」に、「〇・〇五六」を「〇・〇六六」に、「〇・〇四一」を「〇・〇五六」に、「〇・〇三九」を「〇・〇四三」に、「〇・〇二三」を「〇・〇二七」に、「〇・〇二一」を「〇・〇三六」に、「〇・〇二〇」を「〇・〇三五」に、「〇・〇一九」を「〇・〇三四」に、「〇・〇一八」を「〇・〇三三」に、「〇・〇一七」を「〇・〇三二」に、「〇・〇一五」を「〇・〇三〇」に、「〇・〇〇九」を「〇・〇二四」に改め、同表に次のように加える。

令和五年度	〇・〇一五

別表第二中「五・五〇一」を「五・七〇九」に、「五・一七四」を「五・三七一」に、「四・七八一」を「四・九六六」に、「四・三七二」を「四・五四四」に、「四・一七一」を「四・三三六」に、「三・八五〇」を「四・〇〇六」に、「三・六一五」を「三・七六三」に、「三・四三八」を「三・五八〇」に、「三・二一四」を「三・三四九」に、「三・〇〇六」を「三・一三四」に、「二・七二〇」を「二・八三九」に、「二・四九九」を「二・六一一」に、「二・三三六」を「二・四四二」に、「一・九八六」を「二・〇八二」に、「一・四二四」を「一・五〇一」に、「一・一七〇」を「一・二三九」に、「〇・九八四」を「一・〇四七」に、「〇・八三五」を「〇・八九四」に、「〇・七六二」を「〇・八一七」に、「〇・六九八」を「〇・七五二」に、「〇・五七七」を「〇・六二七」に、「〇・五五一」を「〇・五九六」に、「〇・四六二」を「〇・五〇九」に、「〇・四三五」を「〇・四八一」に、「〇・四〇三」を「〇・四四八」に、「〇・三七五」を「〇・四一九」に、「〇・三六七」を「〇・四一一」に、「〇・三六六」を「〇・四〇九」に、「〇・三五六」を「〇・三九九」に、「〇・三二六」を「〇・三六八」に、「〇・二八六」を「〇・三三七」に、「〇・二四五」を「〇・二八四」に、「〇・二二五」を「〇・二六四」に、「〇・二〇〇」を「〇・二三八」に、「〇・一七八」を「〇・二〇五」に、「〇・一五二」を「〇・一八九」に、「〇・一四七」を「〇・一六八」に、「〇・一一七」を「〇・一五三」に、「〇・一〇八」を「〇・一四四」に、「〇・一〇三」を「〇・一三八」に、「〇・〇九二」を「〇・一二七」に、「〇・〇八六」を「〇・一二一」に改め、同表に次のように加える。

令和三年度	〇・一二一

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和八年四月一日から施行する。

（国民年金法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　令和八年三月以前の月分の国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金の支給の停止については、なお従前の例による。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　令和八年三月以前の月分の老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

2　令和八年三月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次項及び附則第五条において「昭和六十年改正法」という。）附則第七十八条第一項の規定により従前の例により支給する年金たる保険給付と併給される他の厚生年金保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。

3　令和八年三月以前の月分の昭和六十年改正法附則第八十七条第一項の規定により従前の例により支給する年金たる保険給付と併給される他の船員保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。

（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この政令の施行の日（附則第六条及び第七条において「施行日」という。）前に北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十三号）第二条第一項第一号に規定する被害者が帰国し最初に本邦に住所を有するに至った場合における同法第十一条の二第一項の規定により支給する特別給付金の額については、なお従前の例による。